

(地Ⅲ195F)

平成29年12月27日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広己

羽鳥 裕

難病および小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に係る経過措置の終了に伴う指定医療機関における医療受給者証の確認等について

標記経過措置につきましては、平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）および「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）の施行にあたり、法施行前に特定疾患治療研究事業又は小児慢性特定疾病治療研究事業による医療費助成を受けていた者であって、法施行後も引き続いて医療費助成を受けている者に対して、重症度分類を考慮せずに認定する（難病）、自己負担上限月額を法施行後の原則よりも引き下げる等の措置が講じられてきたところであります。

今般、その経過措置期間（平成29年12月31日までの3年間）の終了に伴う指定医療機関窓口における確認事項等について、別添のとおり厚生労働省より都道府県難病対策担当課等あて通知がなされるとともに、本会に対しても周知協力方依頼がまいりましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、指定医療機関窓口において難病又は小児慢性特定疾病に係る医療受給者証の提示を受けた場合には、医療受給者証の公費負担者番号および有効期間等（厚生労働省事務連絡参照）を確認するよう依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

経過措置の終了に伴う指定医療機関における  
医療受給者証の確認等について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく医療費助成においては、同法施行前の特定疾患治療研究事業による医療費助成から引き続き受給している者（以下「経過措置対象者」という。）について、重症度分類を考慮せずに認定する、自己負担上限月額を原則の方よりも引き下げる等の経過措置を、3 年間講じてきたところであります。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく医療費助成においても、平成 27 年 1 月 1 日に施行された児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正前の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病治療研究事業による医療費助成を引き続き受給している者（以下「経過措置対象者」という。）について、自己負担上限月額を原則の方よりも引き下げる等の経過措置を、3 年間講じてきたところであります。

平成 29 年 12 月 31 日をもって当該経過措置期間が終了することに伴い、経過措置対象者のうち、平成 30 年 1 月 1 日以降も引き続き認定されることとなった者については、公費負担者番号や支給認定の有効期間を変更した新たな医療受給者証等が交付されることとなります。

指定医療機関において、平成 30 年 1 月 1 日以降に、医療機関の窓口で、難病又は小児慢性特定疾病の医療受給者証を提示された場合は、医療受給者証の公費負担者番号及び有効期間等をご確認いただき、引き続き認定されている者であるか、誤って古い医療受給者証を提示していないか等をご確認いただきたい旨を、別添のとおり各都道府県難病対策担当課及び各都道府県、指定都市、中核市小児慢性特定疾病対策担当課を通じ、周知しております。

ついては、貴会におかれましても、各都道府県医師会等への周知につきまして、ご協力お願いいたします。

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 22 日

各 都道府県 難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

経過措置の終了に伴う指定医療機関における  
医療受給者証の確認等について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく医療費助成においては、同法施行前の特定疾患治療研究事業による医療費助成から引き続き受給している者（以下「経過措置対象者」という。）について、重症度分類を考慮せずに認定する、自己負担上限月額を原則の方よりも引き下げる等の経過措置を、3 年間講じてきたところで

平成 29 年 12 月 31 日をもって当該経過措置期間が終了することに伴い、経過措置対象者のうち、平成 30 年 1 月 1 日以降も引き続き認定することとなった者については、公費負担者番号や支給認定の有効期間を変更した新たな医療受給者証等を交付していただくこととなります。

については、平成 30 年 1 月 1 日以降に、医療機関の窓口で、難病の医療受給者証を提示された場合は、医療受給者証の有効期間等をご確認いただき、引き続き認定されている者であるか、誤って古い医療受給者証を提示していないか等をご確認いただきたい旨、貴都道府県内の指定医療機関に対し周知をお願いいたします。

特定医療費（指定難病）受給者証						
公費負担者番号						
特定医療費受給者番号						
受 診 者	フリガナ				性別	生年月日
	氏名				男・女	年月日
	フリガナ					
	住所					
	保険者（※1）					
	被保険者証の記号及び番号（※2）				適用区分	
病名						
保護者（受診者が18歳未満の場合記入）	フリガナ				続柄	
	氏名					
	フリガナ					
	住所					
指定医療機関名	病院・診療所			所在地		
	薬局			所在地		
	訪問看護事業者等			所在地		
負担	自己負担上限額	月額		円	階区分	
	人工呼吸器等装着	該当・非該当		高額かつ長期	該当・非該当	
	軽症高額該当	該当・非該当				
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の対象患者			有・無		
有効期間		年 月 日 から		年 月 日 まで		
上記のとおり認定する。						診療日が有効期間の範囲内であるかご確認ください。
年 月 日		〇〇〇〇都道府県知事		印		

実際の受給者証は、都道府県において変更しているケースがあります。

事務連絡  
平成 29 年 12 月 22 日

都道府県  
各 指定都市 小児慢性特定疾病対策担当課 御中  
中核市

厚生労働省健康局難病対策課

経過措置の終了に伴う指定医療機関における  
医療受給者証の確認等について

小児慢性特定疾病対策の推進については、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく医療費助成においては、平成 27 年 1 月 1 日に施行された児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正前の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病治療研究事業による医療費助成を引き続き受給している者（以下「経過措置対象者」という。）について、自己負担上限月額を原則の方よりも引き下げる等の経過措置を、3 年間講じてきたところです。

平成 29 年 12 月 31 日をもって当該経過措置期間が終了することに伴い、経過措置対象者のうち、平成 30 年 1 月 1 日以降も引き続き認定することとなった者については、公費負担者番号や支給認定の有効期間を変更した新たな医療受給者証等を交付していただくこととなります。

つきましては、平成 30 年 1 月 1 日以降に、医療機関の窓口で小慢の医療受給者証を提示された場合は、医療受給者証の有効期間等をご確認いただき、引き続き認定されている者であるか、誤って古い医療受給者証を提示していないか等ご確認いただきたい旨、指定医療機関に対し周知をお願いいたします。

小児慢性特定疾病医療受給者証											
公費負担者番号											
受給者番号											
受診者	ふりがな					性	カ				
	氏名					男	・	女	年	月	日
	ふりがな										
	住所										
	保険者										
	被保険者証の記号及び番号						適用区分				
保護者	ふりがな					続柄					
	氏名										
	ふりがな					電話番号					
	住所										
疾病名、疾患群名又は疾患群番号											
成長ホルモン治療の有無		有 ・ 無		※「有」に○がない場合には、成長ホルモン治療は医療費助成の対象外です。							
指定医療機関名	病院・診療所				所在地			連絡先診療科名			
	薬局				所在地			連絡先診療科名			
	訪問看護事業者等				所在地			連絡先診療科名			
負担	自己負担上限月額	月額			円		階	層			
	人工呼吸器等装着	該当 ・ 非該当			高額かつ長期		該当 ・ 非該当				
					重症患者認定		該当 ・ 非該当				
	同一世帯内にいる指定難病患者又は医療費支給認定にかかる小児慢性特定疾病児童等				有 ・ 無						
有効期間		年 月 日 から			年 月 日 まで						
上記のとおり認定する。											
年 月 日			知事（市町村長）				印				

経過措置対象者については、血友病・生活保護等を除き、実施機関番号が700番台から800番台に変更されますので、ご注意ください。

診療日が有効期間の範囲内であるかご確認ください。